

# 東大和市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

東大和市教育委員会

## 目次

- 1 計画の趣旨と働き方の現状 . . . . . 1
- 2 計画の目的と目標 . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 4
- 5 関連する取組と今後のフォローアップについて . . . . . 5

### 1 計画の趣旨と働き方の現状

#### (1) 計画の趣旨

現在の学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、また、学校に求められる役割が多様化・拡大化している中、東大和市立学校の教員は、教師という職の崇高な使命感と責任感から、日々子供たちと向き合い、献身的な努力をしている。

東大和市においても、教員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって職務に従事できる環境を整備し、教員が子供たちと向き合う時間の確保や教員自身のライフ・ワーク・バランスを実現していくことが、東大和市の教育の質の向上を図るうえで重要な課題であると捉え、「東大和市立学校における働き方改善計画」及び「東大和市教育委員会主要施策」に基づき、教員の働き方の改善に関する取組を進めてきたところである。

この度、文部科学省において「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という。）」が改正され、各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けられたことから、ここに「東大和市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教員の働き方について、さらなる推進を図るものである。

## (2) 働き方の現状

本市では、これまで、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校で約2割程度、中学校で約2割5分程度であり、時間外勤務の平均時間については、小学校で28.7時間、中学校で33.1時間であった。保護者対応や部活動などの業務の負担感が大きくなっており、人材確保や支援体制の整備を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のための時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 計画の目的と目標

### (1) 目的

- ・教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### (2) 時間外在校等時間に関する目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組むことができるよう、本市における教育職員の時間外在校等時間に関する目標について、以下のとおり定めることとする。

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合 100%

② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間

令和11年度までに30時間程度

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月17日 文部科学省）より引用

(3) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が、働きがいを実感できるよう、本市における教育職員のライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標について、以下のとおり定めることとする。

- ① 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度の向上 80%以上※
- ② 年間の年次有給休暇の平均取得日数 20日※
- ③ 男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率の向上 50%以上※
- ④ 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合の向上 80%以上※
- ⑤ 児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合の向上 80%以上※
- ⑥ 教員としての仕事そのものについての満足度向上 80%以上※

※「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月 東京都教育委員会）の目標値の参考値として設定した。

3 計画の期間

令和8年度から順次進めることとする。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の具体的な内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教育職員が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、市として在校等時間の上限を設定するとともに、在校等時間を適切に把握し、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

- ① 本計画の内容の周知と意識改革の推進
- ② 出退勤記録による時間外在校時間の管理

##### (2) 教員を支える人員体制の確保

教員の加配の活用や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化する。

- ① 学校支援スタッフ（副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ等）の配置
- ② コミュニティ・スクール設置による地域・保護者との連携強化
- ③ 小中学校での公営・民間施設を利用した水泳指導の実施の検討
- ④ 学校法務アドバイザー（弁護士による相談・助言）についての研究

##### (3) 部活動の負担を軽減

中学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、段階的に顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

- ① 部活動指導員（非常勤職員）・部活動補助員（有償ボランティア）の配置
- ② 部活動における平日・土曜日・日曜日の休養日の設定

③ 部活動の地域展開に向けた地域人材の活用

④ 拠点校方式の導入

⑤ 地域クラブへの展開

(4) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減・改善を図る。

① 1人1台端末等、ICTを効果的に活用した確かな学力の育成

② 教員の働き方改革に関する学校評価の結果に基づく、学校運営の改善

③ 授業日における市教育委員会主催の会議、研修会等の精選

④ 市教育委員会主催の会議、研修会等のオンライン実施（移動時間の縮減）

⑤ 学校運営に関する基本的な方針における業務量管理・健康確保措置についての位置づけ

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員の仕事と家庭の両立を支援する。

① 長期休業中の一斉学校休業日の設定による有給休暇等の取得の促進

② 教職員の平均時間外勤務時間の公表

③ 電話応答メッセージの設定

④ 学校運営協議会における教員の働き方の改善に向けた取組の理解、促進

⑤ 教材や資料、各種の情報等を共有できる環境整備

5 関連する取組と今後のフォローアップについて

(1) 報告

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を

把握し、毎年度、公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において、教職員を取り巻く環境について報告することとする。

#### (2) 目標値の設定、目標達成状況の把握

目標値を設定できていない項目については、現状把握に努め、目標値を設定する。時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤記録により把握し、その他の目標については、アンケートを実施する等の方法により把握する。

#### (3) 教育委員会による支援・指導

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

#### (4) 本計画の周知及び取組の推進

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの研修を充実させる等により、取組の推進を図る。

#### (5) 首長部局との連携

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。